

第 5 次岡山県人権政策推進指針素案に対する主な意見と考え方（案）

《 寄せられた意見数 34 件（2 団体・5 人） 》

【指針全般】

NO	ご意見の概要	審議会の考え方
1	<p>人権問題があまり進まないのは、県民一人ひとりが意識し理解していないからではないか。</p> <p>県民が誰でも参画でき、よくわかる推進体制が必要ではないか。</p>	<p>国、市町村、民間との一層の連携・協力のもと、総合的な人権施策を推進します。</p>
2	<p>人権政策は国際的な状況はとてもスピードが速く、この指針が5年ごとの改定では、マッチしない点が多いと思う。</p>	<p>本指針は人権政策の基本的な考え方や施策の方向を示すものであり、県の個々の人権施策は、個別の分野ごとの計画や、年度ごとに編成する予算に基づき機動的に実施しています。</p>
3	<p>第5次推進指針は、県民を主権者であり、「人権」の主体としてみているのか、疑問が生じる。</p> <p>全体を通しての書きぶりを再度点検されてはどうか。</p>	<p>人権の定義やその主体については、第1章の1指針策定の趣旨（P.1）において、憲法や国の人権教育・啓発に関する基本方針の規定を引用する形で記述しており、尊重されるべき人権の主体の中心は県民であることを前提としています。</p>
4	<p>「誰誰の、何何の人権に配慮」という表現で人権を捉えることが施策の中で見受けられるが、「配慮」という次元や引用は適切でない。</p> <p>また、「人権」を差別、差別意識、ハラスメント等、きわめて狭義の意味でのみ取り扱っている点もこれまでと同じ流れで、問題がある。</p>	
5	<p>労働者の人権については、個別課題の中で項目として扱われていない。国民の大多数を占める労働者としての人権をごく一面的に企業のなかで捉えるという不均衡は今後率先して是正されるべきだ。</p>	<p>労働者の人権課題は、第3章の2(2)ウ企業等における啓発・教育(P.7)で、公正採用選考、職場でのハラスメントの防止等について記述しており、施策の実施にあたっては、国との連携や企業等との協働により推進することとしています。</p>

6	<p>人権政策審議会が、県民や県民で構成する諸団体などから、人権問題の今日的現状や課題を直接聴取する機会を設けるべきであり、第5章、推進体制の中の3民間との協働のなかに、日常的に意見交換を行うことを明記して欲しい。</p>	<p>県では平素から県民や諸団体から人権問題に関する意見を聴取する機会を設けており、いただいた意見は適宜、人権政策審議会に報告、説明しているところです。</p>
7	<p>「岡山県人権政策推進指針」が果たしてきたことの総括がされていない。第5章、推進体制の中に新たに項を起こしてその旨を挿入すべきだ。</p>	<p>指針全体の総括は、第1章の1指針策定の趣旨や2人権をめぐる国内外の取組(P.1)で記述し、各課題別の総括は、それぞれの「現状と課題」で記述しています。</p>
8	<p>第5次指針素案は、第4次の全体構成からほとんど変わっていない。次回からは、全体構成と内容などについて、十分な議論をするべきで、そのために第5章、推進体制のなかに項を起こし、次期改定時に向けた諸準備を早くから行う旨を明記されたい。</p>	<p>本指針の改定は、現行の第4次指針策定後の社会経済情勢の変化等を踏まえ、人権政策審議会において検討しています。</p>
9	<p>「差別意識」、という言葉が多く使用している項目がある一方で、他の項目では「人権意識」、「人権感覚」、「理解や支え合う意識」、「理解を促し偏見や差別の解消」などと記載している。なぜ「意識」を表すうえで区別をつけるのか。「意識」の使い方を整理し、訂正してほしい。</p>	<p>素案の記述に当たっては、それぞれの箇所相応しい表現となるよう努めています。</p>
10	<p>戦争をはじめ、災害やウイルス、労働、子育て・教育、医療・介護など、命や暮らしが奪われないように国や自治体の行政施策によってそれらを保障しなければならない。本来ならばそのような観点で本指針は策定されなければならない。指針の内容を根本から見直す必要があるのではないか。</p>	<p>各人権課題については、県の役割や取組状況等を踏まえて記述しています。</p>

【第1章 背景】

NO	ご意見の概要	審議会の考え方
11	<p>人権尊重の理念について記載しているが、「人権」概念の根本である本来の国家権力や社会的権力と個人との関係性として成立してきた点を脇に置き、自分と他人という関係性、つまり私人間の問題に転換しているのは適切な記述とは言えない。</p>	<p>本指針では、人権尊重の理念について、国が定めている「人権教育・啓発に関する基本計画」の記述を引用しており、社会生活を営む上での人権の共存の重要性を述べています。</p>
12	<p>新型コロナウイルス感染症にかかわる記述は33ページの【その他の疾病等】ア正しい知識の普及・啓発のところでは触れているのみであるが。第1章背景の部分においても本問題を取り上げるべきである。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、第1章の1指針策定の趣旨及び2人権をめぐる国内外の取組並びに第4章の8患者等において、新型コロナウイルス感染症に関する差別等についての記述を追加します。(修正箇所P.1・P.3・P34)</p>
13	<p>国内外の取組(3)県の取組では、「(要約すると)指針の5年毎の見直しと、それに基づき国や市町村、関係機関等との連携・協力の下に人権尊重の視点に立った諸施策を進めてきた」とあるが、20年に及ぶ県の人権行政の総括と呼ぶには簡略すぎる。</p>	<p>県の取組の経緯については、御指摘の箇所のほか、第4章の各項目の「(1)現状と課題」の中で人権課題ごとに記載しています。</p>

【第2章 基本的な考え方】

NO	ご意見の概要	審議会の考え方
14	<p>基本理念である3つの求める社会像に対して、どこまで接近できたのか、課題はどういったものがあるのかについては、この指針素案には触れられていない。</p>	<p>本指針では、これまで3回行った「人権問題に関する県民意識調査」の結果などを通じて取組の成果や課題などについて記述しています。</p>
15	<p>2指針の性格では、(2)県政の施策はこの指針の趣旨に沿ったものとしていく、(3)市町村や県民との協働を期待する、とあるが、実際に県が計画し施策として講じる場合に、ここで述べられているようになっているのか、更に協働に期待とあるが具体的に協働はどれだけ進展してきたのか。</p>	<p>県では本指針に基づき、市町村をはじめ、民間団体・大学生などとの協働により、各種事業を推進してきています。</p>

【第3章 施策の推進方策】

NO	ご意見の概要	審議会の考え方
16	<p>行政の担い手としての一職員の課題のみならず、行政を預かる知事、県議会(議員)、教育長(庁)などオール県庁という視点を貫くことと、県政は県民の人権を侵害することはないという姿勢を示すことが必要ではないか。</p>	<p>特別職を含め、全ての県職員が人権尊重の視点に立った行政の担い手であることの自覚を持つよう職員研修の実施に努めています。</p>
17	<p>「人権」をハラスメントや差別といった狭い範囲のことに集約させた形で文章化させているが、これでは受け取る側に誤解を生じかねない。まずは「人権とは何か」「何のための誰の権利なのか」明確にさせた上で記述を行うべきではないか。その上で、指導者の資質向上を掲げるべきではないか。</p>	<p>御指摘の人権の定義などについては、第1章の1指針策定の趣旨において記述しています。(P.1)</p>
18	<p>教育現場の実態は、頑張る学校応援事業の実施やテスト重視、学校警察連絡室の取組等により、子どもたちがのびのびと学び生活できる環境や時間が保障されているとは言えない状況である。指針を施策に活かすのであれば、実態の是正といった方向転換が必要ではないか。</p>	<p>本県の課題である学力の向上やいじめ等への対応に取り組むことは、個人が本来持っている個性や能力を伸ばしたり、自分や他の人の大切さを認め合えるなど、人権教育を推進していく上で必要な環境づくりに繋がるものと考えており、今後とも着実な取組を実施してまいります。</p>
19	<p>3 高等教育機関における人権教育の推進の中に就職するにあたって働くルールや労働者としての権利などを学ぶ機会を保障することが全く触れられていない。</p>	<p>高等教育機関における学生への人権教育及び教職員の研修等については、独自の教育や取組を尊重しながら、人権教育等の充実を支援していくこととしています。</p>

【第4章 課題別施策の推進 全般】

NO	ご意見の概要	審議会の考え方
20	<p>課題別ごとに対応する個別計画を掲載していただきたい。</p>	<p>第4章の各項目の中において、主な計画については、掲載しています。</p>

21	<p>「課題別施策の推進」として、10に分類しているが、どこに分類される人であっても、すべて「人」であるため、分類は必要なく、日本国憲法の人権の規定など根本的なところを教育・啓発をすべきではないか。</p>	<p>「第4章 課題別施策の推進」は、人を分類しているものではなく、施策を体系的に整理し、人権課題ごとにわかりやすく記載しているものです。</p>
----	---	---

【第4章 課題別施策の推進 1 女性】

NO	ご意見の概要	審議会の考え方
22	<p>男性に対するDV被害について個別分野の「女性」の項に挿入されているが、カテゴリーを「女性」とするのが適切かどうかも含め、もう少し工夫すべきだ。</p>	<p>本指針では、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に準じて「女性」という項目名を用いています。</p> <p>この項目は、すべての人が性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するための施策について記述しており、県では男女間のあらゆる暴力の根絶に関係機関と連携して取り組むこととしています。</p>

【第4章 課題別施策の推進 4 障害のある人】

NO	ご意見の概要	審議会の考え方
23	<p>2015年10月にエレベーターや障害者トイレが設置されていない県内の隣保館で車椅子の重度障害者が入館を拒否される問題が発生した。「心のバリアフリー」よりも、公共施設そのものからバリアをなくすという姿勢、個々の障害の状況に応じて情報を伝えるなど、一人ひとりの人権を主軸にという行政姿勢をまず示すべき。</p>	<p>公共施設のバリアフリー化については、(3)ウ④生活環境の項に記述しています。</p> <p>また、一人ひとりの人権を主軸とした行政姿勢については、(2)基本方針に記述しているとおり、ニーズに応じた総合的かつ継続的なサービスを提供できるよう体制づくりを進め、障害のある人の自立と社会参加の促進を図ってまいります。</p>

【第4章 課題別施策の推進 5 同和問題】

NO	ご意見の概要	審議会の考え方
24	<p>「同和問題」の項は、「今日における同和問題の解決の到達点」を踏まえたものになっていない。新たな差別事象を誘発する恐れがあるため、直ちに削除されたい。(他3件)</p>	<p>「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」等を踏まえ、「教育・啓発」が新たな差別を生むことがないよう留意しながら、引き続き、同和問題の解決に向けた取組を推進する必要があると考えます。</p>
25	<p>「基本方針」でも「差別意識」が問題視されていることや、「施策の方向」でも「これまで積み上げてきた教育や啓発の成果を踏まえ、適切に位置づける」としているが、「これだけ努力したのに結婚や就職・職場で差別がある」という県の組み立てた文章からすると今後も同じように教育・啓発の推進で「差別意識」が無くなる、もしくは減少する明確な展望と根拠は見出せないという矛盾が生じるが、このことについて県はどう考えるのか。</p>	<p>同和問題に関しては、(1)現状と課題に記載しているとおおり、第3回県民意識調査の結果からも、これまでの取組により問題の解消が進んでいるものと評価しており、引き続き、その解決に向けた取組を推進してまいります。</p>
26	<p>岡山県は「同和問題」に関して、「現状と課題」と「基本方針」の記述について、第4次指針からほとんど変更がない。CAPDサイクル(Check評価、Act改善、Plan計画、Do実行)を実行していないのではないかと。</p>	
27	<p>「渋染一揆」に関しては、歴史として取り扱うべきである。</p>	<p>渋染一揆現地研修は、事後のアンケート結果でも、大変有意義であったという意見が多く、研修の効果があったことから、今後も続けていきたいと考えています。</p>

【第4章 課題別施策の推進 10 様々な人権問題】

NO	ご意見の概要	審議会の考え方
28	10様々な人権問題と一括（ひとくくり）にしないで、個別の施策としていただきたい。	人権課題は、多岐にわたることから、様々な人権問題として整理していますが、人権課題には軽重はないものと考えており、引き続きそれぞれの課題解決に取り組んでまいります。
29	「ホームレス」という言葉は状態を指し、「ホームレス状態になった人」、という表記が正しいと考える。ホームレスという表記では、状態ではなく、まるで「ホームレスという人」のような印象を持ちやすく、慎重な配慮が必要である。	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法第2条におけるホームレスの定義を踏まえた表記としています。
30	ホームレス状態に至る理由は、経済的理由だけではなく、心身の疾患や障害の存在、さらに頼ることやサポートを受けることのできる人間関係の喪失など、複雑な事情がある。 今回の「ホームレス」に関する素案については、内容が不十分であり、記載内容の充実を求める。	御意見を踏まえ、具体的な記述に修正します。（修正箇所P. 41）

【第5章 推進体制】

NO	ご意見の概要	審議会の考え方
31	市町村へ情報提供や事業の支援を行う、また、民間との協働ではボランティアや大学との連携とあるが具体的にどう進めてきたのか、本指針素案のどこにも見当たらない。個人情報保護の課題などもあり本当にこうした連携が成立するのか。	県では、これまでも市町村に対し、情報共有をはじめ、必要な支援を行ってきています。また、民間団体・大学生との協働による事業として、講演会及び展示会等を行っています。